

○飯塚医療・福祉関連製品開発支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月23日

飯塚市告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、医療・福祉機器産業の振興に資することを目的として、公益財団法人飯塚研究開発機構(以下「財団」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにつき、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、財団が行う事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 製品開発支援事業(医療・福祉関連製品産業への参入を目指し、新製品開発に取り組む県内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定するものをいう。)を支援するための事業をいう。)
- (2) 製品化促進支援事業(医療・福祉施設の現場ニーズ又は最新技術動向の収集、県内中小企業者への情報提供及び県内中小企業者が開発した医療・福祉関連機器の製品評価を行い、売れる医療・福祉関連機器を開発する仕組みを構築するための事業をいう。)

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該交付決定の日が属する年度の2月末日までとする。

(補助事業の着手時期)

第5条 事業の着手時期は、交付決定の日以降でなければならない。ただし、事業の性格上やむを得ない理由があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 財団は、次に掲げる書類を添付した補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条ただし書の規定により補助金を受けようとするときは、財団は、前項各号に掲げるもののほか、事前着手理由書を添付しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、当該補助事業の実施状況に関する報告を徴することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定をし、補助金交付決定通知書(様式第2号)により財団に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、概算払により補助金の全部又は一部を支払うことができる。

2 財団は、前項に規定する概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)に理由を付して市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 前条の規定により概算払を受けた場合において、概算払の額が確定された補助金の額を上回るときは、財団は、その差額を市長に返還しなければならない。

(補助事業の変更等)

第11条 財団は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)において、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ補助事業変更申請書(様式第4号)又は補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の各区分の20パーセントを超えて増額し、又は減額しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられるとき。

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業目的の細部の変更であるとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の遅延等)

第12条 財団は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 財団は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第14条 財団は、補助事業に係る経理について、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(飯塚医療イノベーション創出プロジェクト推進会議補助金交付要綱の廃止)

2 飯塚医療イノベーション創出プロジェクト推進会議補助金交付要綱(平成29年飯塚市告示第174号)は、廃止する。

別表(第4条関係)

対象事業	補助対象経費	補助率
製品開発支援事業	(医療・福祉関連機器開発支援事業) ① 医療・福祉関連機器の製品開発に対する経費 ② 医療・福祉関連機器の開発に資する関連技術の開発・高度化に対する経費 ③ 既存製品の機能高度化及び応用展開のための改良に対する経費 (医療・福祉関連機器製品化調査試験事業) ① 医療・福祉関連機器の製品化に向けた試作に対する経費 ② 医療・福祉関連製品の製品化に向けた要素技術の可能性調査に対する経費	3分の1
製品化促進支援事業	① ニーズ調査に関する経費 ② 先行技術調査に関する経費 ③ マッチング支援に関する経費 ④ 製品評価支援に関する経費	3分の1

備考 対象経費とは、補助金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、備品購入費をいう。